

広島県告示第八百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
サンキ・ウェルビー株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一号	サンキ・ウェルビー介護センター呉中央	呉市三条一丁目九番九号	平成二十三年十一月三〇日
社団法人 呉市医師会	呉市朝日町一五番二四号	呉市医師会中央診療所	呉市中央五丁目一番二一號	平成二十四年六月一〇日
社団法人 呉市医師会	呉市朝日町一五番二四号	社団法人 呉市医師会訪問看護ステーション	呉市中央五丁目一番二一號	平成二十四年六月一〇日
医療法人社団 中川会	呉市中通一丁目三番八号	医療法人社団 中川会 呉三条病院	呉市三条一丁目三番一四号	平成二十四年八月三一日
医療法人 杏仁会	三原市城町三丁目七番一号	訪問看護ステーション かもめ	三原市城町三丁目七番一号	平成一八年一〇月三一日
有限会社 トッツ	尾道市平原三丁目一番一五号	小規模多機能ホーム 笑顔みなみ	三原市皆実四丁目一番二五号	平成二十四年六月三〇日
株式会社さくら介護グループ	広島市中区大手町三丁目一三番一八号	さくら支援ステーション三原	三原市本郷南四丁目一四番二〇号さくらコンフォート本郷一階	平成二十四年九月三〇日
医療法人社団 みのり会	府中市元町四三番地一	医療法人社団 みのり会介護療養型老人保健施設みのり	府中市元町四三番地一	平成二十四年八月三一日
友安 敏博	東広島市西条御条町一番二五号	ともしらびりクリニック	東広島市西条御条町一番二五号	平成二十四年四月二〇日
社団法人安芸高田市医師会	安芸高田市吉田町吉田一〇一〇番地二	安芸高田市医師会居宅介護支援事業所	安芸高田市吉田町吉田一〇一〇番地二	平成二十二年三月二一日
江田島市	江田島市能美町中町四八五九番地九	江田島市地域包括支援センター	江田島市能美町鹿川二〇六〇番地	平成二十四年六月二〇日

ケアネット
株式会社

安芸郡府中町宮の
町四丁目一番八号

すみれ介護ス
テーション

安芸郡熊野町中溝
四丁目二一番八号

平成三十三年
六月三〇日